

八広消 第 号  
年 月 日

## 消防法による物件の除去等の公告

次の物件は、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めるので、当該物件の所有者、管理者又は占有者で権限を有する者は、年 月 日までに、当該物件を除去すること。

もしも、この期限までに除去しないときは、消防職員が除去する。

消防法第5条の3第2項の規定により、公告する。

印

物件の表示

所 在

種別及び数量

(注意)

この標識を破損したものは、公文書毀棄罪で罰せられることがある。

標識は、J I S 規格 A 3 判サイズとし、下地を白色、文字を黒色とする。